明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕

○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（五五）　四
○地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律（五六）　五

〔政　令〕

○独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部を改正する政令（一四九）　一
○平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一五〇）　二
○地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（一五一）　二
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五二）　四
○著作権法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一五三）　二
○著作権法施行令及びプログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（一五四）　二
○展覧会における美術品損害の補償に関する法律の施行期日を定める政令（一五五）　二
○展覧会における美術品損害の補償に関する法律施行令（一五六）　二

〔省　令〕

○地方公務員等共済組合法施行規則等の一部を改正する省令（**総務**五二）　三
○所得税法施行規則の一部を改正する省令（**財務**二五）　三
○独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令（**文部科学**二〇）　四
○地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（**厚生労働**六七）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（法律第五五号）（総務省）

1　題名に関する事項

法律の題名中「平成二十三年東北地方太平洋沖地震」を「東日本大震災」に改めることとした。（題名関係）

2　選挙期日の特例等に関する事項

㈠　特例選挙期日に選挙を行うこととなる指定市町村又は指定県の議会の議員又は長について、任期が満了することとなる日が平成二三年六月一一日から特例選挙期日までの間にあるときには、当該議会の議員又は長の選挙の期日は特例選挙期日とすることとした。（第一条第三項関係）

㈡　特例市町村（特例選挙期日に選挙を行うこととなる指定市町村以外の市町村のうち、東日本大震災の影響のため公職選挙法の規定により選挙を行うべき期間においては選挙を適正に行うことが困難と認められる市町村として総務大臣が指定する市町村をいう。）及び特例県（特例市町村の区域を包括する県であって特例選挙期日に選挙を行うこととなる指定県でないものをいう。）のうち、平成二三年六月一一日から特例選挙期日までの間にその議会の議員又は長の任期が満了することとなるものの議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、特例選挙期日とすることとした。（第一条第四項関係）

㈢　特例市町村又は特例県の議会の議員又は長について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が、選挙の告示の日前五日までに生じたときは、当該選挙の期日は特例選挙期日とすることとした。（第一条第五項関係）

㈣　指定市町村若しくは特例市町村の指定又は特例選挙期日を定める政令の立案に当たっては、総務大臣は、あらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとすることとした。（第一条第七項関係）

㈤　㈣により県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べるに当たっては、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴き、その意見を尊重しなければならないものとすることとした。（第一条第八項関係）

3　任期の特例に関する事項

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の施行の日から特例選挙期日の前々日までの間に任期が満了することとなる指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とすることとした。（第二条関係）

4　同時選挙に関する事項

特例県の議会の議員の選挙及び特例県の知事の選挙又は特例市町村の議会の議員の選挙及び特例市町村の長の選挙並びに特例市町村の議会の議員又は長の選挙及び当該特例市町村の区域を包括する特例県の議会の議員又は長の選挙については、それぞれ公職選挙法の規定による同時選挙とすることとした。（第四条関係）

5　文書図画の掲示の禁止期間に関する事項

2の㈠又は㈡により行われる選挙について、文書図画の掲示の禁止期間は、3の適用がないものとした場合における指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期満了の日の六月前の日から開始するものとすることとした。（第五条関係）

6　寄附等の禁止期間に関する事項

2の㈠又は㈡により行われる選挙について、寄附等の禁止期間は、3の適用がないものとした場合における指定市町村若しくは指定県又は特例市町村若しくは特例県の議会の議員又は長の任期満了の日前九〇日に当たる日から開始するものとすることとした。（第六条関係）

7　この法律は、公布の日から施行することとした。